

◎新潟県告示第520号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年4月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（街区多角点No. 20A01、40A66－1 座標補正）
- 2 作業期間 平成25年2月18日から平成25年3月8日まで
- 3 作業地域 新潟市中央区、西区 地内